

## 「県民の声を受けて」 3月1日公表分の概要

平成25年3月27日  
戦略企画部

県民の声を受けて、3月1日付けで県ホームページに公表した県民の声の概要と県の対応は、別添のとおりです。

声の件数は42件ですが、このうち4件については複数の所属が対応しており（別表の整理番号欄の（ ）内が重複番号）、県の対応件数は48件となっています。

声の種別、部局別の県政への反映区分等の概要は、次の1及び2のとおりです。

また、別表の整理番号欄に、A、B、Cを印した主な内容は3のとおりです。

### 1. 声の種別

県民の声は、次の7種類に区分して整理しています。(件)

区分	提案意見	苦情	要望	照会	相談	激励賛同	その他	計
件数	31	4	4	6	2	1	—	48

### 2. 対応部局別反映区分

県民の声の県政への反映については、次の6区分によって整理しています。(件)

部局等	区分	既に実施している	県民の声を受けて実施した	今年度内に反映したい	次年度以降に反映したい	施策の参考とする	反映は困難である	計
防災対策部		2						2
戦略企画部		1	1				1	3
総務部		4						4
健康福祉部		2	1			4	1	8
環境生活部		2	2			2		6
地域連携部						1		1
農林水産部		3				2	1	6
雇用経済部		3	1			2		6
県土整備部		1	1			2		4
出納局								—
企業庁								—
病院事業庁								—
議会事務局								—
監査委員事務局								—
人事委員会事務局		2						2
教育委員会事務局		5						5
労働委員会事務局								—
選挙管理委員会事務局								—
桑名県民センター			1					1
計		25	7	—	—	13	3	48

注) 県民センター以外の各庁舎事務所等は、本庁の各部局にカウントしています。

### 3. 主な内容

#### (1) 職員に関するもの（別表の整理番号欄にAを印したもの）

##### ① 勤務、応対等に関するもの

- ・職員の行動等に関する苦情：No. 39
- ・職員の応対に関する意見：No. 7

##### ② 人事、採用、給与等に関するもの

- ・職員の採用等に関する照会、意見：No. 41、No. 42、No. 43

#### (2) 県の取組に対する激励・賛同（別表の整理番号欄にBを印したもの）

- ・三重県庁に15回ほど訪問しましたが、庁内のトイレがいつも清潔で、大変良いと思います。：No. 8(管財課)

#### (3) 「県民の声を受けて実施した」案件

県政への反映区分のうち、「県民の声を受けて実施した」が7件ありました。

県民の声を受けて  
(3月Web公開)

- ・平成25年3月掲載分：1月末に締め切り、県ホームページ「県民の声」コーナーで公開したもの
- ・下表のうち、「種別」及び「反映区分」欄は、県ホームページには未掲載
- ・整理番号欄に、A、B、Cを印したものは、今月の主な内容（6件）
  - Aは職員に関するもの（5件）
  - Bは県の取組に対する激励・賛同（1件）
  - Cは「県民の声を受けて実施した」案件で直接県民サービス向上のため県施策へ反映したもの（一件）

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	【件名】	【概要】	対応部局	対応課	【対応内容】	反映区分
1	2012/12/25	電子メール	提案意見	避難者支援・通信手段の確立について	「タブレット活用し避難者支援」という報道記事がありました。違う県の話ではありますが、いつ起こるかかわからない大震災への対策を考えるのも大切なことではないでしょうか。被災者支援という形ではありますが、三重県内でも、お年寄り向けのタブレット事業を開始した自治体があると聞いています。こういった対策は被災してから考えていたのでは遅いのではないですか。そして、県や国が主体となってなされるべきではないかと一県民として思います。ほかにも昨年の大震災では、携帯電話の通じないところもあったと思います。電話通信網をはじめLTEといわれる高速データ通信網、無線LANなどのデータ通信網も現在では幅広く展開されています。そういった中で、手の届くところからの対策を一度考慮されてはと思います。	防災対策部	防災対策総務課	貴重なご意見をいただきありがとうございます。三重県では、「防災みえ.jp」の名称で、気象注意報・警報や、地震・津波・東海地震関連情報、台風情報などのメール配信サービスを登録者に提供しています。また、「防災みえ.jp」のホームページでは、県が収集した気象情報、ライフライン情報、被害情報等を提供しています。このほか、データ通信網を活用した避難者支援・通信手段の確立につきましては、「緊急地震速報」「津波警報」のほか、市町が発表する「避難情報」等を携帯電話に配信する「緊急速報メール」の導入を市町に働きかけてきました。平成24年9月、ドコモによるサービスは県内市町の全てが導入を完了し、他社につきましても、現在、導入が進みつつあり、平成24年12月末現在で、KDDIは29市町のうち21市町、ソフトバンクは20市町が導入しています。今後とも、わかりやすい情報提供に努めるとともに、大地震などで音声通話が制限された場合にも利用できる、メール配信サービスや緊急速報メールの活用を促していきたいと考えています。	すでに実施している
2	2013/1/17	電話	提案意見	災害時の消毒薬品について	私は最近、消毒が必要な傷を受傷し、感染症の恐怖について考えるようになりました。それで、地震の際にも負傷する人がたくさん出るといったのです。災害時の備蓄品として、それがあまり人々に周知されていないように思うのです。破傷風や怖い病気が身の回りにたくさんあります。地震の際に持って逃げるものに水や食料はよく言いますが、消毒の薬品についてはあまり言いません。綿棒も大切です。これらのことをもっと周知してほしいです。地域にもっと浸透するようにさせてほしいです。	防災対策部	防災課 企画・地域	このたびは、ご意見をいただきありがとうございます。県では、「三重県防災ガイドブック」において、非常持ち出し品の品目に、「食料」や「飲料水」のほか、「救急セット」や「常備薬」も例に挙げ、万が一の場合に備えていただくよう、県民の皆さんへの啓発を進めているところです。非常持ち出し品は、個人やそれぞれの家庭の事情に合わせ、必要なものだけを選ぶことが大切です。また、少なくとも1年に1回は点検していただきすよう、よろしくお願ひします。	すでに実施している
3 (42) (43)	2013/1/16	電子メール	提案意見	教員等採用試験及び講師登録等について	○教員採用試験は、受験資格として、満60歳未満と規定していますか。試験は、マークシート方式にし、配点、模範解答をホームページで公表し、希望すれば順位などの成績の情報開示をして下さい。 ○講師登録は、中高社会の免許の場合、手続きはどうすればいいのですか。登録した場合の有効期限、新年度の採用希望の場合はいつまでに申し込みれば間に合うのかを教えてください。三重県内在住者を優先していたり、経験者の優遇があるのですか。中高社会の講師について、ここ最近や、今後どの程度の需要が見込まれますか。知事は、講師登録の実態を把握するための調査をして下さい。 ○一般行政職、公立学校事務職員、司書の受験資格を満60歳未満に大幅に緩和して下さい。1ターン就職支援も行い、県のホームページでも業種ごとに紹介して下さい。 ○知事室内のライブ映像を公開している理由が知りたいです。	戦略企画部	秘書課	知事執務室ライブ中継については、「顔の見える県政」の一環として実施しているところです。知事執務室での知事の業務について県民の皆さんにご覧いただくことで、県政に関心をもっていただきたいと思います。	すでに実施している
4	2013/1/22	封書葉書	提案意見	県民歌について	農業、漁業、林業の応援歌として、新しい三重県民歌を作ってほしいと思います。三重県出身の歌手に歌ってほしいと思います。	戦略企画部	広報課	このたびは、三重県の歌をご提案いただきまして、三重県では、すでに「三重県民歌」を制定しておりますので、新たに三重県の歌を制定する予定がなく、ご提案にお応えすることができません。申し訳ございませんが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。 ※「三重県民歌」は県民が気軽に県民として誇りをもって歌える、軽快で健康的なものをと、形式、応募資格の制限を設けず、広く全国に募集し、全国385の応募作品の中から入選した作品の一部を修正して決定したものです。	反映は困難である
5	2013/1/4	電子メール	提案意見	県庁HPの更新について	久しぶりに県庁HPにて医療機関の検索をしました。しかし、以前は県庁のHPの冒頭にあったのですが、位置が変わって探るのが面倒になっていました。以前のようにすぐ使える位置で、分かりやすい表記にしてください。ご検討よろしくお願いします。	戦略企画部	広報課	医療機関の検索につきましては、以前は「医療ネットみえ」というバナーを県トップページの左上に配置し、医療機関が検索できるページへ案内しておりました。このたびの見直しでは、見にくさの一因となっていたバナーを廃止しました。そして、ご利用いただく方が、どういった視点から検索いただくかということを考え、県トップページ「くらし・環境」「健康・福祉・子ども」の両方から「急病・けが」をクリックしていただきますと「医療機関検索」をご覧いただけるようにしました。また、これまで利用していただいていた方にも分かりやすいように、従来の表現を変えず、県トップページの下部に設置した「くらし・防災」のカテゴリから「救急医療情報（医療ネットみえ）」をクリックすると、同じく「医療機関検索」をご覧いただけるようにしていただくところですが、ご提案いただきましてお礼、ご利用いただく方により分かりやすいよう、表記を「医療ネットみえ（救急医療・病院検索）」に変更させていただきました。	県民の声を受けて実施した
6 (9) (32)	2012/12/17	電子メール	提案意見	省エネについて	イベントの説明会などで県庁に行く機会が度々あるのですが、その際に気になったことがあります。省エネが行われているということだったのですが、それが目に見えて伝わってこないということです。屋上に太陽光パネルがあるそうですが、一般には見えません。そこで、ご提案なのですが、三重の中小企業から省エネ商材を持ち寄って、県庁で実際に施工し、来客の方に見ていただけるようにするとういうのはどうでしょうか。そうすることで来客した方にさらに省エネをアピールできると思います。	総務部	行財政改革推進課	ご意見ありがとうございます。三重県庁では庁舎内の節電として、昼休みの消灯、窓際の照明消灯、個人用パソコンの省エネ設定、クールビズの前倒し、必要最小限のエレベータ運転等を実施しています。なお、県庁の取組については、環境報告書でも紹介しておりますので参考にご覧ください。 県組織＞総務部行財政改革推進課＞三重県庁の取組＞環境報告書 <a href="http://ss100051/GYOUKAKU/HP/iso14001/03data/kankyo_report/H23report.htm">http://ss100051/GYOUKAKU/HP/iso14001/03data/kankyo_report/H23report.htm</a> 今後も、節電状況について、より分かりやすくお伝えしていきたいと思っておりますのでご支援いただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。	すでに実施している

7 (A)	2012/ 12/18	電話	提案 意見	職員のマスク着用について	以前から気になっていたのですが、県の職員はよくマスクをしておられますが、何故なのでしょう。風邪や花粉症という理由は理解しますが、お客である県民対応をする時だけでも外していただきたいものです。マスクをしていると職員の顔が分からないので、担当の職員と次に会っても、前に一度会っている職員かどうか分からないということになります。さらに問題として、マスクをしていることによって、県民対応の仕事がいい加減になっていると思います。私たち県民には免許証などで本人確認を強制するのに、対応する職員はマスクをして顔を隠しているというのには許されるのですか。風邪や花粉症が治らないと言うのなら配置転換も考慮に入れるべきではないですか。とにかく県民に対応する時、挨拶する時だけでもマスクを外すように徹底してほしいです。	総務部 人事部	ご指摘のあった職員のマスク着用については、風邪をひいている、あるいは花粉症など様々な理由があり、お客様へご迷惑をお掛けしないためにマスクを着用しているものと思われそうですが、挨拶の際にはマスクを外すといったマナーにも留意すべきと考えます。これまでも、社会的なマナーを守ることに率先して取り組むよう、職員に周知してきたところですが、今後も引き続き、会議等の場において周知してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
8 (B)	2012/ 12/27	提案箱	激励 賛同	トイレの美化について	2012年は三重県庁に15回ぐらい訪問しましたが、庁内のトイレがいつも清潔で、くさい臭いもありません。大変良いと思います。	総務部 管財課	このたびは、おほめいただき誠にありがとうございます。今後とも、来庁者の皆様にトイレを快適に使用していただけるよう、努めてまいります。	すでに実施している
9 (6) (32)	2012/ 12/17	電子 メール	提案 意見	省エネについて	イベントの説明会などで県庁に行く機会が度々あるのですが、その際に気になったことがあります。省エネが行われているということだったのですが、それが目に見えて伝わってこないということです。屋上に太陽光パネルがあるそうですが、一般には見えません。そこで、ご提案なのですが、三重の中小企業から省エネ商材を持ち寄って、県庁で実際に施工し、来客の方に見ていただけるようにするというのはどうでしょうか。そうすることで来客した方にさらに省エネをアピールできると思います。	総務部 管財課	日頃より県行政へのご支援、ご協力ありがとうございます。省エネについては、昼間時に照明の間引き点灯、エレベータの一部運用休止等既設設備の使用制限によるものと、ホール、廊下の照明をLED化することなど消費エネルギーそのものを減らすことなどで対応しております。また、県庁本庁舎には太陽光パネルは設置しておりませんが、県庁前の花時計駆動用に小型の太陽光パネルを設置しています。なお、伊賀庁舎、伊勢庁舎にはそれぞれ12kW、10kWの太陽光発電設備が設置されており、ホールの表示板により来庁者の皆様に発電状況を見ていただけるようになっております。	すでに実施している
10	2013/ 1/10	電子 メール	提案 意見	障がい者という表記について	最近、首を傾げたくる言葉があります。それは「障害者」を「障がい者」とする風潮です。「害」が、公害や害虫などの嫌われものに連想させてしまうからとのことですが、日本語の読み方において、おかしくありませんか。漢字を習得している者であれば「障がい者」では、「さわがいの」としか読めません。「がい」は、障りの様に送り仮名になるからです。まだ、「しょうがいしゃ」と、全て平仮名表記した方が日本語的にすっきりします。この表し方は、新聞などで、余りにも難しい漢字は使わずにおこうとすることは全くちがいます。	健康福祉部 健康福祉総務課	ご意見いただきありがとうございます。「害」という漢字のひらがな表記については、教育委員会において平成18年9月から「がい」表記が行われ、県においては平成19年6月から、「害」という漢字の持つマイナスの印象とこれを不快に思う方々の思いに配慮するとの考え方から、公文書、広報誌、ホームページ等で使用する「障害」の表記について、「害」は漢字からひらがなに改め、以下のような取扱いをしています。 1. 市町等関係団体にひらがな使用は求めない。2. 法令、条例等に基づく制度などで、漢字表記が使用されている場合には、そのまま漢字表記を使用する。3. 施設や組織の名称などの固有名詞などで、漢字表記が使用されている場合には、今後、整理する。もとより、表記の変更を行うだけでなく、障がい者施策の取組の充実や「障がい者」が自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できるよう、県民の皆さんと共に、社会全体で支える取組を進めていきたいと考えていますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。	施策の参考とする
11	2013/ 1/4	電子 メール	提案 意見	三重おもいやり駐車場利用証制度について	私の母は80歳代で、歩行が困難で室内でも物につかまらないう歩きにくい状態であり、介護保険の「要支援2」の判定を受けています。母を食料品の買い出しにスーパーへ車で連れていくのですが、このおもいやり駐車場に駐車できれば助かりますが、「要介護1から5」でしか対象になっていません。店舗入り口まで車で行き、そこで降りて車を駐車しに行っています。店舗入り口のおもいやり駐車場に健常者が平気で止めていく光景をよく見ますので、わたしも思うのですが、停める権利がないのに止めれば、非常識な健常者と同じになります。制度では、歩行困難で医師の証明があれば「その他」の項目でよいのですが、医師の意見も判断して「要支援2」との介護保険の判定ですので証明も取れないと思います。母の場合、介護保険の判定は「要支援2」ですが、歩行困難となっていますので、この制度の対象を「要支援2」まで広げていただきますよう検討していただきたいです。	健康福祉部 健康福祉総務課	ご意見をいただきましてありがとうございます。県では、身体に障がいのある方や介護が必要な高齢者などで、歩行が困難な方の外出を支援するため、公共施設や商業施設などに「おもいやり駐車場」の設置を進めるとともに、その利用証を交付する「三重おもいやり駐車場利用証制度」を平成24年10月1日から開始しました。これまで、制度内容については、三重県条例に基づき設置された三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会における議論を踏まえ、検討を進めてきました。その中で、対象となる方の人数や導入府県の状況等を考慮しつつ、当事者である歩行が困難な方の意見を始め、市町や県内の主だった企業等の意見もお聞きしながら、交付対象者の範囲を決定したところです。現在、「おもいやり駐車場」の設置数が限られた状況にあることから、「要支援」への交付対象範囲の拡大は困難と考えますので、何とぞご理解をいただきますようお願いいたします。なお、この対象範囲から外れる場合であっても、歩行が困難な方であれば利用証を使っていたら「その他」の区分を設けていますので、一度、かかりつけの医師にご相談ください。	反映は困難である
12	2012/ 12/17	電子 メール	要望	社会福祉法人について	ある社会福祉法人では、かなり前から継続して給与の不正受給があるようです。抜き打ちの訪問や監査等をご検討ください。	健康福祉部 福祉監査課	貴重な情報並びにご意見をありがとうございます。いただいた情報の確認を得られませんでした。引き続き指導監査を通して、注視してまいります。	県民の声を受けて実施した
13 (14)	2013/ 1/7	電子 メール	提案 意見	介護施設の対応について	介護施設に入所していた家族が、昨年亡くなりました。入所していた介護施設の対応にどうしても納得がいかず、県にもお世話になりました。三重県には、介護施設が5000以上あり、6年に1回程度の監査であり、施設の質の低さも多々あるという話をききました。家族の入所していた施設でも診療、看護、介護、記録等の質の悪さが目に余るものがありました。私のように家族の悲しい死を経験されている方がたくさんいることをよく聞きます。現社会の中、老人の方が多く施設ばかりが増え、質の維持向上は置き去りにされているのではないのでしょうか。もう一度原点に戻って考えて頂き人の命というものを粗末に扱わない施設にして頂きたいと思えます。そのためにもっと厳しい節度ある対応をお願いいたします。	健康福祉部 福祉監査課	貴重なご意見をいただき有難うございます。福祉監査課では、施設・事業所への指導につきましては、実地指導と講義形式で行う集団指導によって行っています。実地指導における指導内容につきましては、例年、利用者サービスに係る内容を主とした運営基準に関する事項が7割以上であり、また集団指導におきましても、実地指導の結果を受けたものですので同様の内容となっているところではあります。毎年、施設・事業所が適切な運営を行っていただくよう、効果的な指導方法について毎年検討しているところではあります。今後もより良い介護サービスの確保にむけて努めていく所存です。また、長寿介護課においては、介護施設等のサービスの質の維持・向上を図るため、ケアマネジャー、看護職員及び介護職員に対する研修を実施しています。さらに、社会福祉施設職員等の研修事業を行う三重県社会福祉協議会等に対し助成を行い、その充実を図っているところです。	すでに実施している

14 (13)	2013/ 1/7	電 子 メール	提案 意見	介護施設の 対応につい て	介護施設に入所していた家族が、昨年亡くなりました。入所していた介護施設の対応にどうしても納得がいかず、県にもお世話になりました。三重県には、介護施設が5000以上あり、6年に1回程度の監査であり、施設の質の低さも多々あるという話をききました。家族の入所していた施設でも診療、看護、介護、記録等の質の悪さが目に余るものがありました。私のように家族の悲しい死を経験されている方がたくさんいるということをよく聞きます。現社会の中、老人の方が多く施設ばかりが増え、質の維持向上は置き去りにされているのではないのでしょうか。もう一度原点に返って考えて頂き人の命というものを粗末に扱わない施設にして頂きたいと思えます。そのためにもっと厳しい節度ある対応をお願いいたします。	健 康 福 祉 部	長 寿 介 護 課	貴重なご意見をいただき有難うございます。福祉監査課では、施設・事業所への指導につきましては、実地指導と講義形式で行う集団指導によって実施しています。実地指導における指導内容につきましては、例年、利用者サービスに係る内容を主とした運営基準に関する事項が7割以上であり、また集団指導におきましても、実地指導の結果を受けたものですので同様の内容となっているところです。毎年、施設・事業所が適切な運営を行っているかどうか、効果的な指導方法について検討しているところではありますが、今後もより良い介護サービスの確保にむけて努めていく所存です。また、長寿介護課においては、介護施設等のサービスの質の維持・向上を図るため、ケアマネジャー、看護職員及び介護職員に対する研修を実施しています。さらに、社会福祉施設職員等の研修事業を行う三重県社会福祉協議会等に対し助成を行い、その充実を図っているところです。	す で に 実 施 し て い る
15	2013/ 1/7	電 子 メール	提案 意見	子どもの医 療費につい て	安心して子育てが出来るように子どもの医療費助成が小学校6年生まで拡大されましたが、何故所得制限があるのですか。子どもは皆平等であるべきではないでしょうか。 私達大人が負担する税金等は将来の子ども達の事を考えれば仕方なく思いますが、子どもに関わるものでこのように仕切られてしまうと不平等としか感じられません。所得が多いからといって必ずしも生活水準が高いと思わないで頂きたいです。その分税金や住宅ローン等の支払いなどがあります。せめて子どもは皆平等にして頂きたいと思えます。	健 康 福 祉 部	地 域 福 祉 課 国 保 課	子ども医療費助成制度について貴重な意見をいただきありがとうございます。子ども医療費助成制度は、子育て支援施策であるとともに、所得に対して医療費の負担が大きい方を支援する制度でもあることから所得制限を設けています。なお、所得制限の限度額については、同じように子育て支援を目的とする児童手当の所得限度額を適用し、大部分の世帯が対象となるよう比較的高い額に設定しているところですので、ご理解をお願いします。 所得制限についていただいたご意見は、今後、子ども医療費助成制度の改革を検討するうえでの参考にさせていただきます。	施 策 の 参 考 と す る
16 (17)	2012/ 12/20	電 子 メール	提案 意見	病気の子 どもと家族 のための滞 在施設への 支援につい て	子どもが先天性の心疾患に罹患しています。今年から三重大では小児外科の専門医がおらず手術をしていないということで、他府県の循環器病研究センターを紹介され入院中です。子どもの入院では、親はずっと付き添わなければなりません。その家族のために病院の近くに滞在施設があります。看護師さんも「三重県の患者さんが増えている」と言っていました。この施設の利用者にも三重県の方は多いです。この施設は多くの方の支援で成り立っています。そのおかげで私達はとても助かっています。三重県の利用者が増えている今、三重県としてもこの施設支援を考えてほしいです。直接ではなくても、何かができると思います。よろしくをお願いします。	健 康 福 祉 部	健 康 づ く り 課	ご意見をいただきありがとうございます。ご意見のありました患児の治療中に家族等が滞在するための施設に対しては、現在のところ支援を行っていませんが、県の小児慢性特定疾患のホームページにホスピタリティ・ハウスへの案内リンクを設け、より多くの方々に施設の存在を知っていただき、幅広く支援が得られるよう努めてまいります。なお、県では、「小児慢性特定疾患治療研究事業」により、先天性の心疾患をはじめ国が定める特定の疾患で長期にわたり治療が必要な方に対し、治療費の自己負担分に対する補助を行い、患児家族の負担軽減を図っています。お子様の疾患は補助の対象となる可能性がありますので、まだ申請されていない場合は、お住まいの地域の保健所にご相談ください。また、国（厚生労働省）では、現在「小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会」で今後の支援の在り方を検討しているところであり、県としましても、機会を捉えて要望や意見を国に伝えてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。 末筆ながら、お子様の病状が一日も早くご回復されますことをお祈り申し上げます。	施 策 の 参 考 と す る
17 (16)	2012/ 12/20	電 子 メール	提案 意見	病気の子 どもと家族 のための滞 在施設への 支援につい て	子どもが先天性の心疾患に罹患しています。今年から三重大では小児外科の専門医がおらず手術をしていないということで、他府県の循環器病研究センターを紹介され入院中です。子どもの入院では、親はずっと付き添わなければなりません。その家族のために病院の近くに滞在施設があります。看護師さんも「三重県の患者さんが増えている」と言っていました。この施設の利用者にも三重県の方は多いです。この施設は多くの方の支援で成り立っています。そのおかげで私達はとても助かっています。三重県の利用者が増えている今、三重県としてもこの施設支援を考えてほしいです。直接ではなくても、何かができると思います。よろしくをお願いします。	健 康 福 祉 部	子 育 て 支 援 課	ご意見をいただいたとおり、長期の入院を必要とするお子様が居住地で高度な医療を受けることが困難な場合、医療機関の近くにご家族が宿泊し、お子様を支えることは大切なことですが、その一方でご家族の負担も大きくなります。こうしたことは課題の一つとして認識しておりますが、三重県では宿泊施設への支援制度がないのが現状であり、ご不自由をおかけしております。現在のところ、長期療養の必要なお子様やご家族の方の不安を少しでも軽くしていただくため、保健所や市町の保健師等が医療機関と連携をとりながら家庭訪問や情報提供を行う等の支援に努めていますので、お住まいの地域の保健所にご相談ください。なお、心臓等、身体に障がい等のある子どもが手術等の治療を行う際に、その費用の一部を公費で負担する育成医療の制度があります。お子様の疾患は、育成医療の対象となる可能性がありますので、まだ申請されていない場合は、お住まいの地域の保健所にご相談ください。末筆ながら、お子様の病状が一日も早くご回復されますことをお祈り申し上げます。	施 策 の 参 考 と す る
18	2012/ 12/17	電 子 メール	要望	第64回みえ 県展につい て	次回の県展の審査委員に〇〇さんが入っているのを知りました。この方は、いろいろな場所で講師をしているだけでなく、教えている生徒が県展に出す作品を選んで、加工して仕上げて出品者に返してあげており、それをみんな県展に出品します。そんな方が審査委員をされて本当に公正な審査と言えるのですか。市の市展の公開審査の時に、別の審査委員と密談していたという噂をあちこちで聞きました。単なる噂かもしれませんが、そういう噂が囁かれるような人をあえて審査委員に選んでほしくありません。出品する立場の者としてはできるだけ公平な審査をしてくださる審査委員を望みます。	環 境 生 活 部	文 化 振 興 課	この度は、三重県展の運営についてのご意見を頂き、誠にありがとうございます。三重県展は、県民の創作意欲を高めるとともに、美術に対する理解を一層深め、三重県美術水準の向上に寄与することを旨として開催しており、学識経験者や関係機関職員で構成する県展運営委員会により企画・運営されています。審査については「みえ県展審査要綱」により審査会の設置、審査員の選任、審査方法を定めており、県展運営委員会の承認を経て委嘱を受けた3人の審査員が公開の場で審査を行います。また、審査要綱では関係者の出品の禁止、審査に関する倫理規定、倫理規定の違反についても定めておりますので、審査において特定の出品者に便宜が図られることはありません。このように公明な審査の実施に努めておりますので、今後とも県展の運営につきましてご理解いただきますようお願いいたします。	す で に 実 施 し て い る
19	2013/ 1/17	電 話	提案 意見	交通安全対 策につい て	有名人が起こした死亡事故の記事を読みました。大変悲しい事件です。そこで提案なのですが、交通安全教室や自動車学校などで、もの影から人形が飛び出すといった訓練をしたらどうでしょうか。車に当たっても人形だから問題ないし、車に当たれば十分恐怖感が植えつけられ効果があると思うのです。とにかく1秒でも早くブレーキを踏む訓練が不足していると思います。車の運転技術の向上のためには訓練です。それから子どもを乗せている時は、どうしても気にかかると思うので、車に乗る際の注意事項として、喚起していくべきだと思います。	環 境 生 活 部	交 通 安 全 ・ 消 費 生 活 課	交通安全対策について、ご意見を賜り、誠にありがとうございます。悲惨な交通事故を防ぐためには、県民の皆さん一人ひとりが、交通安全を自らの問題として捉えていただき、交通事故防止などの交通安全意識を高めることが重要であります。このため当課では、関係機関団体と連携し、四季の交通安全運動等を通じた県内全域での啓発活動を積極的に行うなど交通安全意識の高揚に努めております。また、警察や自動車学校等が協力して、ダミー人形を使用した衝突実験などの交通安全教室を定期的に行っており、一定の効果をj得られているものと考えております。今後も、県内の交通安全気運が更に高まるよう、関係機関団体との連携を強化し、実践的な交通安全教育をはじめとした悲惨な交通事故から県民の尊い命を守る対策を講じてまいりますので、ご理解のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。	す で に 実 施 し て い る

20	2013/1/9	電子メール	相談	家庭でゴミを燃やす家が非常に多いことについて	私の住んでいるところでは、家庭でゴミを燃やす家がすごく多いです。新居を構え引っ越してきたのに、これでは子どもへの影響が心配です。役所では「その家を特定しての通報が必要です。職員が行った際、もう火が消えていたら注意できません。通報を受けても注意しかできません。注意してもやめてくれない場合はこちらではどうにもできません。後は広報に載せるくらいしかできません。」と言われて、どうしようもありません。役所の言うとおり、どうしようもないのでしょうか。子どもと散歩するにも通学するにも、かなりの高確率で遭遇します。プラスチックも平気で燃やすようなので、臭いもすごいです。環境汚染されるし、今後への影響が心配です。家庭でのゴミ焼却は違法ですよ。本当になんとかしてほしいです。小さい子どもさんがみえる知事に、相談させていただきたくこちらに投稿させてください。本当に本当によろしくお願いいたします。	環境生活部	廃棄物監視・指導課	廃棄物の焼却につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により規定されています。その内容を簡単に説明いたしますと、法律で認められた焼却炉以外での焼却は、原則として禁止されています。ただし、例外として、たき火程度の軽微なものや、宗教行事（神社のどんど焼きなど）、農業での害虫駆除のための畦焼きなどは認められています。また、法律では、焼却に関しては、産業廃棄物は、都道府県が、一般廃棄物は、市町が所管することが規定されています。ご要望にある家庭ごみの焼却ということとなりますと、その所管は、市町となりますので、ご理解をお願いします。さて、県といたしましては、ご要望に沿いまして、当該市町に対し、ご通報いただいた内容を連絡し、さらに、廃棄物の野外焼却等に対する指導について、適切な助言を行うことを考えています。今後とも、県に対するご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。	施策の参考とする
21	2013/1/10	封書葉書	苦情	図書の貸し出しについて	県立図書館で、持ち出し禁止措置の地図であることを理由に貸し出しを拒否されました。この措置に合理的な理由があれば説明すべきです。	環境生活部	図書館	当館では、三重県図書館の管理等に関する規則（平成6年三重県教育委員会規則第20号）、三重県立図書館利用要領、資料整理要領に基づき、館外貸し出し禁止図書等を定めております。ご意見をいただいた資料は上記要領の「参考図書」に該当するものと判断し、館外貸し出しできないものとして取り扱ってきました。今回のご意見を拝聴し、当館の責務である資料の保存、類似資料の有無、利便性の向上等を総合的に検討し、より新しい類似の「参考図書」がある場合には、旧版の冊子体の県別地図は、館外貸し出しができるように取り扱いを変更しました。今後とも、県民の皆様はもちろんのこと、三重県に関心があるすべての方々からも信頼される図書館づくりに努めていきますので、よろしくお願いいたします。	県民の声を受けて実施した
22	2013/1/10	封書葉書	苦情	図書の閲覧について	県立図書館では、冊子型の近鉄の時刻表は自由に閲覧できるのに、JTBの時刻表のときには資料貸出券の提示を求められます。これがいかに非礼か気づかない職員を軽蔑します。改善を望みます。	環境生活部	図書館	「JTB時刻表」の最新号については、かつて館外への無断持出やページの切り取りがあったため、閲覧の際に資料貸出券の提示をお願いし、当館の責務である資料の保存とページの欠落による利用の不便を避けるための対策をとってまいりました。今回のご意見を拝聴し、利便性の更なる向上を考え、資料貸出券をご提示いただくなくても閲覧できるように取扱いを変更しました。なお、引き続き当館の責務を果たすべく、当該雑誌を調べも案内カウンター付近に設置させていただいたことにご理解いただきますようよろしくお願いいたします。今後とも、県民の皆様はもちろんのこと、三重県に関心があるすべての方々からも信頼される図書館づくりに努めていきますので、よろしくお願いいたします。	県民の声を受けて実施した
23	2013/1/10	封書葉書	苦情	職員の対応について	毎月2、3回は県の図書館を利用し各種の情報を得ていますが、閲覧や貸し出し等に際し不条理、不愉快な制約、制限を受けています。著作権法の許容範囲にかかわらず、地図の複写を制限されました。司書としての研修不足を指摘します。	環境生活部	図書館	当館では、著作権法遵守の観点から、文化庁や国立国会図書館の見解、全国公共図書館協議会が制定した「公共図書館における複写サービスガイドライン」に基づき運用しています。従いまして、地図についてはその見開きを一著作物（見開きよりも小さい場合はその一図を一著作物）とし、複写についてはその半分までを複写可能としています。当館としては著作権法を順守しつつ、より利便性を高めていくよう努めてまいりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。 （参考）1. 文化庁サイト内「著作権なるほど質問箱」 （ <a href="http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/answer.asp?Q_ID=0000368">http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/answer.asp?Q_ID=0000368</a> ）2. 国立国会図書館内サイト「リサーチナビ」での地図帳（冊子体の地図）についての解釈（ <a href="http://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/theme-honbun-601008.php">http://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/theme-honbun-601008.php</a> ）3. 全国公共図書館協議会「公立図書館における複写サービスガイドライン」 （ <a href="http://www.library.metro.tokyo.jp/Portals/0/zenkouto/hukusyasa-bisu.pdf">http://www.library.metro.tokyo.jp/Portals/0/zenkouto/hukusyasa-bisu.pdf</a> ）	施策の参考とする
24	2012/11/1	電子メール	提案意見	自転車の国際ロードレースの開催について	先日、東京三重県人会にて知事のお話を拝聴しました。吉田選手に続くスポーツ選手の育成に力を入れるとのことがありましたので、提案します。ツアー・オブ・ジャパンという自転車の国際レースが毎年5月に開催されています。世界的に有名なツール・ド・フランスの日本版という位置づけです。大阪堺市から東京までの間で8日間開催しておりますが、現在レースは6日間のみで、あと最大2日間開催が可能です。地理的な制約があるため、開催地が限られていますが、三重県（特に北部地域）であれば申し分ないので、提案する次第です。もともとこうした自転車のロードレースは観光誘致の要素を含んでおり、また、自転車は健康増進に資するものであることから、行政がかかわるイベントとしては最適だと思います。	地域連携部	スポーツ推進課	「ツアーオブジャパン」について詳しくご説明をいただき、ありがとうございました。一般財団法人自転車普及協会様をはじめとし、各団体・県・市等の協力により、毎年盛大に「ツアーオブジャパン」が開催され、成果をあげられていることが理解できました。本県では、スポーツの推進を政策として位置づけ、活力に満ちた三重を創るための取組を進めているところですが、本大会の開催には、県・市町・各団体の調整やコースの選定、財源の確保などの課題があるほか、地域の活性化につなげる方策が必要となります。そのため、今後の本県におけるスポーツ推進の参考にさせていただきたいと考えます。	施策の参考とする
25	2012/12/17	電子メール	提案意見	三重ブランドについて	三重ブランドに認定されている伊賀焼が、個人で認定されているため、四日市万古焼の個人事業者や伝統工芸士が認定申請を出しています。三重ブランド事業は組合、伝統工芸士会単位の認定にして欲しいです。県の事業は、一人の人の利益にならないよう、公平であるべきだと思います。三重ブランドに認定されていると、対外的効果が絶大であり、私達が個人で新製品を開発し、ホームページを作り、ブログ等を更新し続けている努力など到底及ばないほどのインパクトがあり、全国のお客様やデパート関係者が見た時の影響は、図りしれません。県税事業は個人の必死の努力を公平な目で見守ってほしいと思います。	農林水産部	ブランド課	ご意見をいただきありがとうございます。三重ブランド認定制度は、三重県の豊かな自然、伝統等地域の特性をいかした生産物のなかから特に優れた県産品及びその生産者を認定し、情報発信することで、三重県や県産品のイメージアップを図る制度です。現在13品目34事業者を認定しており、認定事業者の中には、統一的な生産基準を定めている農業協同組合や漁業協同組合のほか、個人事業者も含まれています。このことから、萬古焼についても、個々の事業者から三重ブランド認定申請を出されることは、公平性を欠くものではないと考えます。なお、組合、伝統工芸士会単位で三重ブランド認定申請を出される場合には、組織で十分ご議論いただき、統一的な基準を定められた上で申請いただければと思います。今後も三重ブランド認定制度を適正に運営してまいりますので、ご理解をお願いします。	反映は困難である

26	2013/1/8	電子メール	照会	無人ヘリコプターによる農薬散布について	以下について、貴県のお考え等をお尋ねします。(1)無人ヘリによる農薬散布を環境保全型農業、あるいはそれに類する技術であるとお考えですか。(2)無人ヘリの購入、操縦資格取得、農薬散布の実施について、経費の融資や補助金交付などの施策を実施していれば、2010～2012年度の年間予算をそれぞれ教えて下さい。(3)(2)について、どのような予算から支出されていますか。(4)環境保全型農業推進に係る予算が、無人ヘリによる農薬散布関係の経費に使用されていますか。されていれば、2010～2012年度の年間該当金額を教えてください。(5)環境保全型農業実施地域で、無人ヘリによる農薬空中散布が実施されていますか。散布該当地域があれば、地域ごとの、作物、農薬、散布実施面積を教えてください(6)認定エコファーマーの現在数を教えてください。(7)エコファーマーの認定に際して、無人ヘリによる農薬空中散布を実施しないことが条件となっていますか。(8)認定エコファーマーのうち、無人ヘリによる農薬空中散布を行っている人はどの程度いますか。	農林水産部	農産物安全課	ご意見ありがとうございます。以下のとおり回答させていただきます。(1)無人ヘリコプターによる農薬散布は、通常の散布に比べ、飛散のリスクが高くなるものの、省力的かつ効率的な技術であると考えています。しかし、環境保全型農業に特段類するものとは考えておりません。(2)三重県事業では該当するものはありません。(3)三重県事業では該当するものはありません。(4)無人ヘリコプター関連には使用されていません。(5)把握しておりません。(6)認定エコファーマー：482名(平成24年9月現在)(7)条件にはなっていません。(8)把握しておりません。以上、よろしく申し上げます。	すでに実施している
27	2013/1/8	電子メール	照会	無人ヘリコプターによる農薬散布について	貴県では、無人ヘリコプター農薬散布の実施主体に対し、実施計画、実績報告、事故報告の提出、農薬の飛散状況の調査を求めていますか。求めているならば、2011年及び2012年度の無人ヘリコプターによる農薬散布に関してお尋ねします。(1)無人ヘリ散布の実施主体数について、届出者別の件数を教えてください。(2)無人ヘリによる散布実績について教えてください。(3)無人ヘリの事故について教えてください。(4)無人ヘリ散布地域と住宅地との間に、緩衝地帯を設けるよう指導されていますか。されている場合、その距離は何mですか。(5)本年度の無人ヘリによる散布の場合、周辺地域へ散布情報の周知はどのようにされていますか。(6)本年度の無人ヘリによる散布の場合、各実施主体は農薬の飛散・大気汚染等に関してどのような調査を行いましたか。(7)本年度の無人ヘリ農薬空中散布において、周辺住民から健康被害の訴えはありましたか。また、散布期間中に、避難した人はいましたか。(8)本年度の無人ヘリ農薬空中散布において、ミツバチ被害はありませんでしたか。また、巣箱を避難させた業者はどの程度でしたか。	農林水産部	農産物安全課	ご意見ありがとうございます。以下のとおり回答させていただきます。(1)実施主体数：2011年17、2012年19(2)散布実績：県全域2011年水稲：9,867ha麦：1,812ha大豆：586ha2012年水稲：10,485ha麦：1,881ha大豆：806ha(3)事故数：2012年7月1件(安全講習会を開催し、事前の安全確認を再徹底)(4)産業用無人ヘリコプターによる病害虫防除実施者のための安全対策マニュアルに基づき、安全対策を指導しています。(5)地元自治会の協力を得て、回覧板による周知が主となっていますが、回覧板の無い地域ではチラシによる周知を実施しています。また、新聞広告にチラシを差し込む実施主体もあります。内容は、散布日時、散布場所、対象作物および病害虫、散布薬剤、散布量、延期の場合の予備日、注意事項など。(6)飛散を抑えるため、安全対策マニュアルに基づき、風速の強い場合等は散布を中止するようにしています。現地では、飛散状況をオペレーターや作業員等により確認を行いながら散布を実施しています。大気調査は実施していません。(7)、(8)確認されていません。	すでに実施している
28	2012/11/23	電子メール	照会	三重県のお茶の安全性及び肥料について	四日市市に住んでいますが水沢茶や伊勢茶などこのあたりは、お茶の栽培が盛んです。一般にお茶はセシウムを吸収しやすいと聞きました。静岡でお茶の汚染がありました、三重県のお茶は大丈夫ですか。抹茶や粉茶、ほうじ茶、かぶせ茶などいろいろあり、県内でも産地はいろいろです。実際のところはどうか。詳しく教えていただけないでしょうか。また、セシウムなど放射性物質に汚染された腐葉土や肥料が全国に出回り、県内のホームセンターや肥料取扱店などで販売されていないでしょうか。以前から大変気になっています。有機農業をしたいと思う方が知らずして汚染された土を使うということになっていないでしょうか。県内では、調査や規制はされていますか。チェルノブイリの時にも汚染された土や肥料の流通があり、後になってわかったと言われています。	農林水産部	農産物安全課	原子力発電所事故に伴うお茶への放射性物質の影響は、土壌からの吸収ではなく、葉や樹体に付着した放射性セシウムが植物体内に吸収されたことが大きいと考えられています。しかし、本県では、降下物中の放射性セシウムはごく微量で、農産物の安全性に影響を及ぼすものではありませんでした。県内の茶の放射性物質については、1989年から毎年測定を行い、本年も県内2カ所のお茶を測定したところ、基準値(10ベクレル/kg)が定められている飲用状態での測定結果は検出下限値(0.16ベクレル/kg)未満でした。このことから、三重県産のお茶の放射性物質に対する安全性は確保されていると考えています。また、肥料は、400ベクレル/kg(製品重量)の基準を定め、それ以上の放射性セシウムを含む肥料を流通させないこととしており、特に腐葉土については、放射性物質の降下した可能性の高い地域(関東及び東北を中心に17都県)の原材料を使用した生産及び出荷を原則自粛しています。三重県としては、これらのことが厳守されるよう監視指導計画に基づき、肥料生産者及び販売者への立入検査を行い、周知徹底を図っています。	すでに実施している
29	2013/1/9	電子メール	提案意見	森林づくりのための税について	何でもかんでも税金にすり替えて、苦勞して働いたお金を巻き上げないで欲しいです。高額すぎる議員たちの報酬を一般サラリーマンの年収までに下げればいだけですが。これ以上切り詰めている生活費からお金を巻き上げないで下さい。	農林水産部	みどり共生推進課	森林には、水を貯える、二酸化炭素を吸収する、山崩れや洪水を防止するなどの働きがあり、その恩恵は広く県民の皆さんが享受しているところです。これまで森林は、山村地域の人々によって守られてきましたが、過疎化や高齢化、林業の低迷等により、手入れが不足した荒廃森林が増加しています。また、台風の大型化が進み、県内でもゲリラ豪雨と呼ばれる集中豪雨の発生率も30年前の約3.5倍となるなど、自然災害の発生リスクが高まっています。平成23年9月に発生した紀伊半島大水害では、山崩れに伴って土砂とともに樹木が流れ出し、橋の流出や道路崩壊、住宅の浸水被害などにつながりました。山崩れの影響は、山間部にとどまらず下流域まで巻き込んで広がってきています。このようなことから、災害に強い森林づくりに早急に取り組むとともに、私たちにたくさんの恵みを与えてくれる森林を社会全体で支えるため、県民みんなで負担を分かち合う新しい仕組みとして「森林づくりのための税」の導入を検討しております。暮らしの安全・安心を確保し、豊かな森林を未来に引き継いでいくためにも、ぜひ、ご理解をお願いします。	施策の参考とする
30	2012/9/24	電子メール	提案意見	農山村の若者の雇用開発について	先月、ラジオで大学准教授が山村にマグロ牧場をつくる話をしているのを見て、三重県でもこの准教授にコンタクトを取り、一度聞いてみたいと思いましたが、ライセンスを得られるならば、休耕田を使い、官民共同事業か、あるいははしかるべき企業で事業化して若者の雇用促進を図ってください。	農林水産部	水産研究所	このたびは研究取組のご案内をいただきありがとうございます。三重県水産研究所では、漁業および養殖業の現場で求められている諸問題に対して、科学的な面から支援するべく、日々研究に従事させていただいております。陸上での魚類養殖については過去から多方面で研究が進められているものの、施設の設備投資に係る高コストや、多額のランニングコストが必要であるとともに病気発生や飼育水の確保面など多くの問題があり、実用化のためには課題が山積しています。また、マグロ類の養殖については、西日本を中心とした暖かい海域で近年事業化が進んでおりますが、天然のマグロ類資源が減少傾向にあるなか、種苗の大半を天然資源に依存していることから、今後は資源管理が強化されるとともに養殖漁場の数・規模の拡大が難しくなっています。このような状況のなかご紹介いただいた「好適環境水」や「海産魚の陸上養殖」に関する研究取組は非常にユニークなものと思われまます。これらは実験棟内において現在も継続して研究が行われていることから、今後の研究の進捗など、情報収集につとめてまいります。	施策の参考とする
31	2013/1/28	電子メール	提案意見	太陽光発電の積極的な利用について	三重県は年間の日照時間が長いと伺っておりますので、「屋根貸し」制度を積極的に充実させることによって、県有地や県立の施設などへの太陽光発電の積極的な利用を促進させて頂きたいと思っております。	雇用経済部	エネルギー政策課	県有施設への太陽光発電の利用については、平成13年4月に策定しました「公共施設等への新エネルギーの導入指針」により、学校、水道施設、病院、警察、庁舎などの公共施設に率先して太陽光発電等の新エネルギー設備の導入を進めており、平成23年度末時点で1,356kW(市町移管分含む)(一般家庭約340世帯分)を導入しています。また、県が所管する木曾岬干拓地(約78ha(うち三重県約62ha、愛知県16ha))では、同地をメガソーラー事業に取り組む事業者へ貸し付け、平成26年10月から20年間48,700kWの太陽光発電施設が稼働する予定です。なお、県施設の屋根貸し制度については、施設の状況(耐震性、築年数、防水性、日照条件など)を調査したうえで、検討をしていきたいと考えています。 ●参考：県ホームページ<県施設への太陽光発電導入実績> <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/ENERGY/hp/energy/#04">http://www.pref.mie.lg.jp/ENERGY/hp/energy/#04</a> <木曾岬干拓地メガソーラー設置運営事業に係る事業者の公募について> <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/ENERGY/HP/kisosakimegasolar-secchiunei_jigyoku.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/ENERGY/HP/kisosakimegasolar-secchiunei_jigyoku.htm</a>	施策の参考とする

32 (6) (9)	2012/12/17	電子メール	提案意見	省エネについて	イベントの説明会などで県庁に行く機会が度々あるのですが、その際に気になったことがあります。省エネが行われているということだったのですが、それが目に見えて伝わってこないということです。屋上に太陽光パネルがあるそうですが、一般には見えません。そこで、ご提案なのですが、三重の中小企業から省エネ商材を持ち寄って、県庁で実際に施工し、来客の方に見ていただけるようにするとういうのはどうでしょうか。そうすることで来客した方にさらに省エネをアピールできると思います。	雇用経済部	エネルギー政策課	県庁庁舎においては、構造上(耐震性)の理由により、太陽光パネルは設置しておりませんが、県では、平成13年4月に策定しました「公共施設等への新エネルギーの導入指針」により、学校、水道施設、病院、警察、庁舎などの公共施設に率先して太陽光発電等の新エネルギー設備の導入を進めています。	すでに実施している
33	2012/12/20	電子メール	提案意見	地域コミュニティ支援を総合的に実現するプロジェクトについて	私たち県内起業家で今、話題の本があります。新聞で紹介された本なので、県職員のみなさんも既に読んで勉強しているとは思いますが、その本が最も力説する「地域経済循環を重視する風土が地域に根付く」ことについて、これまで私たち県内の起業家は、潜在的に期待しているだけで、言葉にできませんでした。それを、その本はものの見事に解説・応援してくれたから、私たちは興奮しているのです。また、私たち女性の社会参画実現や、地域コミュニティ形成の具体的な方法も示されていて、非常に共感しました。県は、起業家支援(ひいては雇用増支援)、女性の社会参加支援、地域コミュニティ支援を総合的に実現するプロジェクトを立ち上げてください。	雇用経済部	サービス産業振興課	この度は、貴重なご意見とご提案をいただきまして、ありがとうございます。三重県では、地域の課題をビジネスの手法で解決しようとする企業やNPOあるいは今後、創業をめざす県民の方々に対して、そのビジネスの立ち上げを支援する「みえ地域コミュニティ応援ファンド」を設けています。 【ご参考】 <a href="http://www.miesc.or.jp/web/cgipg/cms/see_more_sm.pl?d=10&amp;c=16">http://www.miesc.or.jp/web/cgipg/cms/see_more_sm.pl?d=10&amp;c=16</a> このファンドは、ご提案の趣旨である「コミュニティの力」を最大限に発揮し、深化させることを期待しており、そのための様々な取組に対して、ビジネスの手法により継続していただくことを目的に設置したものです。このファンドに基づくビジネス初期段階への資金的支援だけでなく、(公益財団法人)三重県産業支援センターや、県内各地域の商工支援団体等により、事業計画のブラッシュアップや新商品開発等について、総合的にご相談に応えられるメニューが存在しますので、ぜひ多数の皆さまにご活用いただきたく、ご案内を申し上げます。 【ご相談先の一例】(公財)三重県産業支援センター 総合相談窓口電話 059-228-3326 受付時間(平日) 8:30~17:15	すでに実施している
34	2012/12/27	封書葉書	要望	開店する大規模小売店舗からの資料・説明について	ア. 住民説明会時に使用した資料をきめ細やかなものとし、再度住民が納得できる対応策を提示するよう、県から店舗への強い指導を求めます。イ. 当初説明では、閉店時刻は25時でしたが、説明会で突然、27時との説明がありました。住宅が隣接しているため、閉店時刻を少なくとも25時までにする、住民としては、22時閉店を切に望みます。ウ. 当該小売業者は全国的に深夜若者がたむろすることが多く、暴走族のたまり場になることもあります。四日市店は営業中の県内他店よりも規模が大きく、〇〇警察署が苦勞しているのに、四日市店では交番です。店舗規模が大きくなるのに対処が交番では、防犯リスクが大きく高まります。店舗側の対策と運動しますが、交番への警察官の大幅増員または、それが難しいのであれば、営業時間の見直しが必要となります。県と警察は組織が違いますが、今回の営業が現状のまま許可となれば、県、四日市市の大きな汚点となることが予想されます。営業時間は、類似環境にある名古屋市緑区に倣った25時までに変更することと開店までに再度周辺住民へ納得できる対策の店舗側からの資料、説明を希望します。	雇用経済部	サービス産業振興課	この度は貴重なご意見を頂き、ありがとうございました。ご意見を頂いた内容については、直ちに事業者に対応を求め、関係機関と連絡を取りながら、県としても開店後の状況を注視してきました。その後、懸念していた騒音や騒音、交通事故等の発生は確認されていませんが、引き続き情報を収集し、周辺の地域の生活環境が保持されるよう努めます。なお、当該店舗については、大規模小売店舗立地法上の届出営業時間が24時間となっていますが、事業者より、周辺住民の方々との話し合いの結果を反映し、閉店時刻を27時(午前3時)に変更する届出を行うとの連絡を受けています。	施策の参考とする
35	2012/10/22	電子メール	提案意見	海外からの観光客誘致とギャランティーリザベーションについて	伊勢神宮、鳥羽、志摩、スペイン村、伊賀の忍者屋敷など海外へPRして大勢の外国人観光客に情報発信されると良いと思います。ソーシャルメディアネットワークで世界中へ情報発信されると良いと思います。また、地域の小さなホテル旅館でも海外からの予約で外国人観光客を受け入れるように研修会を開くと良いと思います。東京の家族経営の旅館は、ホームページに多くのリンクがありますから海外の人に興味深く見られているのしょう。ギャランティーリザベーションとは宿泊予約客の無断不泊(ノーショー)に対して、旅館・ホテルがクレジットカード機能でキャンセル料を受け取る制度です。クレジット会社では、ノーショー・チャージとは、ホテルにおいて、リザベーション・ギャランティーをしている時に、何らかの都合で本人が連絡なしにチェックインしなかった場合に、売上伝票に本人のサインがなくても1泊分の料金が請求されることをいいます。世界では常識の制度なので、これも普及させるべきだと思います。	雇用経済部	国際戦略課	本県の観光政策にご提案いただき、ありがとうございました。(情報発信) 伊勢神宮、鳥羽、志摩、スペイン村、忍者については、ご指摘のとおり外国人にも人気があります。本県では、海外から視察や取材があった際ご指摘の観光要素に関する地域・施設も紹介しています。また、ホームページやソーシャルネットワークサービスで、これらの観光要素を世界に発信しています。(受入研修) 本県では、平成16年度以来、県内の観光・宿泊施設の皆様を対象に、外国人観光客の受入研修を開催しています。講師として、日本国内で外国人観光客受入の先進地・施設の関係者や、海外で訪日旅行を扱う会社の関係者を招いております。特に、平成20年度にはご紹介のあった「澤の屋旅館」の澤功氏にもご登壇いただきました。(ギャランティー・リザベーション) ギャランティー・リザベーションは、海外からの宿泊予約にかかる無断不泊の被害を担保するしくみであり、外国人観光客誘致に有効な取組の一つとして、宿泊施設の皆様にお取り組みいただきたいと考えています。今後も、本県の観光魅力を海外に周知し、外国人観光客の誘致に取り組みます。	すでに実施している
36	2012/12/27	封書葉書	相談	使用期限切れの計量器について	尾鷲市内のある石油店は使用期限の切れた計量器で灯油の販売をしています。わたしたち消費者はどうしたらよいのでしょうか。どう考えても数量が少なく思えます。	雇用経済部	計量検定所	平素は、計量行政にご協力いただきありがとうございます。計量検定所においては、計量法に基づき特定計量器の有効期限切れがないよう管理・指導を行っているところです。しかしながら、今回のケースは、廃業した石油店から計量器を譲り受けて販売していたため、当所の管理台帳では把握できず県民の皆様へご心配、ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。なお、ご相談いただきました件につきまして、対象の石油店に立入検査を実施したところ、ご指摘のとおり計量器の有効期限が切れていることを確認しました。また、数量については、使用中検査を実施したところ、数量不足は確認されず問題はありませんでした。以上を踏まえて、対象の石油店には、早急に届出修理事業者の点検修理(メンテナンス)を受け、計量法に基づき検定を受検するよう指導したところですので、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、検定の実施は1月下旬を予定しております。	県民の声を受けて実施した
37	2012/12/5	電子メール	要望	県道の道路照明について	県道610号線は、国道421号線から員弁町市之原に向かい、いなべ市北勢町の中津原に抜ける道です。この道路の途中には、世界的に有名な大手の自動車工場があります。交通量も年々多くなってきており、通勤時間にはたくさん車が走りかかっています。また、この道路は員弁中学校に通う生徒も通学路として使用していますが、道路には照明がありません。夕方になると真っ暗な箇所があります。中学生の子をもつ親からは、防犯上危険であると認識されています。ほかの道路を使いたいところですが、員弁中学校から市之原までの道で一番近くて早いのは県道610号線しかありません。道路照明を設置するには、基準があるのを知っています。電柱がなく街灯が設置できないのを知っています。しかし、防犯上危険な道路をそのままにしておくのは、いかがなものかと思っています。約2年前に広島と岡山の県境の道路で誘拐された女子大生の事件は、道路照明がなかったことが原因とも言われていました。どうか緑豊かな三重が安全で安心して住める場所にするためにも過疎の村の道路を明るく照らして下さい。	県土整備部	桑名建設事務所保全室	道路照明灯の設置につきまして、道路管理者による対応としては、交通安全上必要な場所に限られることをご理解ください。なお、防犯上必要な照明灯ということでは、市町においてその設置に関する事業が実施されていますので、地元市にご相談いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする



38	2013/1/9	電子メール	提案意見	歩道の補修について	七つ屋町の塩浜街道沿いの歩道のレンガブロックがあちこちでこぼこに突出しています。何度も足をひっかけて転びそうになりました。大変危険です。お年寄りが転んで大怪我をする可能性があります。大至急、補修をお願いします。	県土整備部	保四日市建設事務所	このたびは貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。現地を確認したところ、レンガブロックの敷力所において段差がありましたので、ただちに段差解消のための補修を行いました。今後も適正な道路の管理に努めてまいります。	県民の声を受けて実施した
39 (A)	2012/12/27	電子メール	苦情	職員の行動について	12月下旬の午前11時過ぎだったと思います。黄色の道路補修・点検のための公用車でコンビニに立ち寄っていた方を見ました。仕事で立ち寄るのは別に問題はないと思うのですが、買い物袋に昼食と思われるものが入っており、公用車に戻っていきました。伊勢庁舎には売店や食堂もあると思いますし、もしそれ以外であれば通勤時の購入だと思えます。事務所へ帰らずにそのまま仕事というのであれば、食堂だと思えます。	県土整備部	伊勢建設事務所	伊勢建設事務所は、管内が1市4町で構成され、道路管理延長が約453km(48路線)に及ぶことから、パトロールのコースによっては、昼食時に事務所に戻ることなく、一日中道路パトロールを行うことがあります。このような時は、やむを得ずコンビニエンスストア等で昼食を購入する場合があります。今後は、ご指摘を踏まえ、誤解を招くような行動は慎むよう周知、確認いたしました。	すでに実施している
40	2012/12/10	電子メール	提案意見	道路工事の迂回路について	12月9日(日)に国道165号の伊賀市伊勢路～岡田が通行止めで迂回させられました。道路工事で迂回するのであれば、津市白山町の国道165号の情報掲示板で案内すべきではないのですか。それと現地(伊勢路)でガードマンに迂回路の工業団地に誘導されましたが、大山田や伊賀上津駅に行けるのであれば、あの誘導は不親切です。迂回路の地図の看板や工事予告の看板がありません。迂回路だって曲がり角に国道165号方面の案内看板が設置されていません。私の前後の車は違う方向に行き道に迷っていました。そもそも日曜日は行楽の車やバイクが通行するので、通行止めをして迂回させるのはおかしいのではないのですか。	県土整備部	伊賀建設事務所	ご意見をいただき、ありがとうございます。一般国道165号の当該箇所については、平成24年9月30日の台風17号により被災したため、道路災害復旧工事を実施しています。被災状況から工事施工には、通行止めによる交通規制期間が必要となったことから、案内看板や交通誘導員を配置した上で昼夜にわたり迂回をお願いしていたところです。ご不便をおかけしていましたが、通行止めを伴う工程が完了し、平成24年12月9日(日)の17:00以降、片側交互通行に規制を切替えています。いただきましたご意見は、今後の交通規制を実施する際の案内看板、誘導方法の参考とさせていただきます。今後も工事の完成へ向け鋭意努力してまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。	施策の参考とする
41 (A)	2013/1/23	電子メール	照会	職員の採用について	職員の採用には、補欠合格や繰上げ合格はありますか。	人事事務局	人事委員会事務局	職員採用試験においては、試験成績に基づき、計画した採用予定数と一定の採用辞退者数も想定したうえで、最終合格者を決定しており、これまでも最終合格者はすべて採用されております。なお、想定以上の採用辞退者が生じた場合、または採用辞退者が生じることを想定した、繰上げ合格や補欠合格を行っておりません。ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
42 (3) (43) (A)	2013/1/16	電子メール	提案意見	教員等採用試験及び講師登録等について	○教員採用試験は、受験資格として、満60歳未満と規定していますか。試験は、マークシート方式にし、配点、模範解答をホームページで公表し、希望すれば順位などの成績の情報開示をして下さい。 ○講師登録は、中高社会の免許の場合、手続きはどうすればいいのですか。登録した場合の有効期限、新年度の採用希望の場合はいつまでに申し込みれば間に合うのかを教えてください。三重県内在住者を優先していたり、経験者の優遇があるのですか。中高社会の講師について、ここ最近や、今後どの程度の需要が見込まれますか。知事は、講師登録の実態を把握するための調査をして下さい。 ○一般行政職、公立学校事務職員、司書の受験資格を満60歳未満に大幅に緩和して下さい。1ターン就職支援も行い、県のホームページでも業種ごとに紹介して下さい。 ○知事室内のライブ映像を公開している理由が知りたいです。	人事事務局	人事委員会事務局	三重県では、長期間の継続勤務による職員の職業能力の開発・向上及びキャリア形成を図るため、現在の募集年齢としているところです。ご意見をいただきました受験資格の緩和については、現在の中高年齢層の多い職員の年齢構成や人事管理上の諸課題も多くあるところですが、今後の検討課題としていくところです。職員の採用試験に関しては、受験資格を満たしていれば、1ターンの方でも受験していただくことは可能ですので、三重県職員受験ガイダンスや採用試験説明会の開催、県外での民間企業との合同説明会等に参加するなど、広く三重県職員の仕事内容や試験制度について知っていただく機会を設けているところです。 なお、三重県職員採用案内ホームページ( <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/saiyo">http://www.pref.mie.lg.jp/saiyo</a> )では、県職員の職種ごとの仕事内容の紹介や、試験に関する情報を掲載しておりますので、参考にしてください。	すでに実施している
43 (3) (42) (A)	2013/1/16	電子メール	提案意見	教員等採用試験及び講師登録等について	○教員採用試験は、受験資格として、満60歳未満と規定していますか。試験は、マークシート方式にし、配点、模範解答をホームページで公表し、希望すれば順位などの成績の情報開示をして下さい。 ○講師登録は、中高社会の免許の場合、手続きはどうすればいいのですか。登録した場合の有効期限、新年度の採用希望の場合はいつまでに申し込みれば間に合うのかを教えてください。三重県内在住者を優先していたり、経験者の優遇があるのですか。中高社会の講師について、ここ最近や、今後どの程度の需要が見込まれますか。知事は、講師登録の実態を把握するための調査をして下さい。 ○一般行政職、公立学校事務職員、司書の受験資格を満60歳未満に大幅に緩和して下さい。1ターン就職支援も行い、県のホームページでも業種ごとに紹介して下さい。 ○知事室内のライブ映像を公開している理由が知りたいです。	教育委員会	教職員課	○教員採用試験についてお答えします。採用試験の申込資格のうち年齢要件は、満60歳未満としています。但し、スポーツ特別選考の年齢要件は、満40歳未満です。筆答試験は、マークシート方式で実施しており、試験後、三重県教育委員会のホームページにて正答と配点を公表しています。また、受験者に可否を通知する際、得点や平均点を併せて記載してお知らせしています。 ○三重県の公立学校で講師を希望される場合の手続きなどについてお答えします。講師登録は、三重教育委員会のホームページから電子申請をしていただくか、「講師等登録票」をダウンロードして必要事項を記入し、郵送または持参してください。今年度は電子申請により、12月末までに約620件の講師登録がありました。有効期限、締切は特にありませんが、新年度からの任用をご希望の場合、面接等の都合上、毎年1月から2月までに登録していただくことをお勧めします。講師の任用は、居住地や教職経験による優遇はありません。なお、各校の欠員状況等によりしますので、現時点では任用が必ずあるものではないことをご理解ください。	すでに実施している
44	2013/1/15	電子メール	照会	職員の病気について	県立高校で1年以上休んでいた職員がいたと聞きました。そんなに休んでいたら民間なら確実にクビですが、公務員はクビにならないのですか。どれだけ休んだらクビになるのですか。	教育委員会	教職員課	病気による休暇・休職制度についてお答えいたします。公立学校におきましては、職員が負傷又は疾病のための療養として、医師の証明等に基づき必要最小限度の期間について病気休暇の取得を認めており、その期間は最大で6月の範囲内としています。その後、引き続き療養が必要と認められる場合には休職とし、その期間は3年を超えない範囲としています。給料につきましては、病気休暇の期間中は有給ですが、休職となった日から8割の支給となり、さらに休職開始から1年に達した日以降は無給となり給料は支給されません。なお、公立学校では病気休暇の通算制度を導入しています。これは一定の条件のもと断続的に取得した病気休暇の期間を通算する制度で、通算した期間が6月を超える場合、休職させることとなります。また、休職から復職した後、一定期間内に再度病気等により勤務ができなくなった場合には、原則として通算のうえ休職させることとしています。	すでに実施している
45	2013/1/11	電子メール	提案意見	教師の暴力事件について	今、大阪で教員の体罰が問題になっていますが、三重県でもあります。大阪だけではなく、三重県でも今後このような事が起きないように処分内容も含め厳しく対処してもらえる仕組み作りをお願いします。	教育委員会	教職員課	ご意見ありがとうございます。体罰の禁止については、服務規律の確保についての通知や、校長会議等の場を通しての学校への周知徹底、各種教員研修での指導等を行っています。また、体罰があった場合には、個々の事案ごとに内容を確認したうえで、懲戒処分の指針にそって懲戒処分等を行っています。今後とも、教職員の服務規律の確保に努めていきます。	すでに実施している

46	2012/12/18	電子メール	照会	県立高校について	県は県立高校に偏差値をつけているのですか。	教育委員会	高校教育課	三重県立高等学校において、各校に「偏差値をつけているのですか」とのご質問に関して、お答えします。各高等学校においては、県内統一した学力調査を実施しておりませんので、各学校の生徒の学力を比較できる資料はございません。また、県立高等学校入学者選抜における後期選抜では、同じ学力検査問題により選抜を実施していますが、学力検査の他、中学校から高等学校に提出された「調査書」の内容、面接等検査の結果等を選抜資料とし、各学校が総合的に選抜し、合格者を決定いたします。そのため、入学者選抜においても、県は学校間を比べる偏差値等を算出することは行っておりません。	すでに実施している
47	2013/1/11	電子メール	提案意見	中学校での必修科目になる柔道について	報道で柔道が中学課程必修になると聞きました。柔道は経験者でもケガ・事故の多いスポーツで、柔道で身を投げられる際に受身の態勢がとれず投げられた後、頭を打撲し神経障害等を引き起こし、健康に問題なく過ごしてきた学生が一瞬の事故で全身不随でベッドで治る希望もなく家族まで犠牲にならなければならないという現実を報道で知り、必須ではなく選択で選べる授業として実施してほしいです。字離れが進み、字が汚い学生が多い中、例えば書道でも十分精神力を養えると考えます。柔道指導者が大勢の生徒の中で指導をし、目が届かず事故が起きた場合、子の一生を学校や県や国が生涯保証や介護、援助してくれるのでしょうか。子より親は先に死んでいきます。残された子は誰が見てくれるのですか。柔道を必修ではなく選択科目になる訴えは届かないでしょうか。柔道で人生を奪われてしまった親御様達による柔道必修をやめさせる会があり、二度と同じ被害がないよう貴重な時間を割いて活動されています。	教育委員会	保健体育課	今年度から中学校の新しい学習指導要領が全面実施となり、第1学年及び第2学年の保健体育科において、武道が必修となりました。武道の授業内容については、柔道・剣道・相撲の中から、地域や学校の実態に応じて1種目を選択し実施することとなっています。このことから、必ずしも中学校の授業において「柔道」を実施しなければならないということではありませんが、柔道に限らず学校の体育・スポーツ活動において、生徒の安全を確保することは、重要な課題であると考えております。県教育委員会は、武道の安全指導を徹底するため、各市町教育委員会を通じて、安全対策の手引き等の参考資料を学校に配布するとともに、授業を行う教員等を対象に、怪我をさせないことを最優先した指導方法等の研修を行い、事故防止を図っています。また、武道の専門性を有する地域の指導者を、必要とする学校へ派遣し、武道の授業が安全に実施されるよう努めているところで、県教育委員会としては、市町教育委員会及び武道関係団体と連携を図り、武道の授業がより安全かつ効果的に実施されるよう、引き続き取り組んでまいります。	すでに実施している
48	2012/12/25	電子メール	提案意見	桑名庁舎の駐車場について	私は桑名庁舎の近隣住民ですが、最近、庁舎駐車場の無断駐車とみられる車が非常に目に付きます。駐車場の北東側(マンション側)に、いつも同じ車が10台弱停められており、休日や夜間など庁舎内に人気のない時間帯にも停められています。以前、某マンションから出てきた人が、庁舎に駐車している車に乗って、外に出て行くのを見ました。これらの車の所有者は職員なんですか。それとも駐車を許可された一般の人なんですか。私は車を複数台所有していますが、マンションと近くの月極に停めて、毎月結構な額を払っています。もし、これが無断駐車であれば、非常に腹立たしいです。年末で業務が多忙かと思いますが、一度調べていただき、場合によっては対策を講じて欲しいです。	桑名庁舎	民防防災室	ご意見ありがとうございます。桑名庁舎駐車場は、庁舎にご用件のある来庁者の方及び通勤する職員が駐車するために設置しています。このため、庁舎へのご用件がなく駐車されることは、公務の妨げになる場合も生じるものと認識しております。ご指摘をいただきました時間帯を含め、平日の昼間においても、現在、駐車状況について調査しており、今後は、注意喚起を行うなど、庁舎へのご用件のないお車が駐車されることのないよう、適切な庁舎等の管理に努めてまいります。	県民の声を受けて実施した